

就御尋小紙を以申上候

一、和倉村温泉海中二島在之、地方ろ六拾間斗隔居申候

但、島形丸々、指渡拾間斗御座候、

一、湯治人ハ舟二而相渡申候、汐干之砌ハ步渡リ二も仕申候

一、湯坪ハ島之中二有之深サ六尺斗御座候、口指渡三尺斗桶

筒式ツ入在之候、

一、湯性温湯之由、前々ろ承伝罷在候、第一打身、切疵、下疳、便毒、疾瘡其外腫物類宜由二御座候、

一、和倉村之儀、至而家居不宜候二付、御家中御侍様方

等ハ、於所口町御逗留取揚〔湯カ〕二而御入湯被成候、下賤之者ハ

右村二止宿、於島口指渡式尺斗、深サ式尺斗之桶二温泉

汲込入湯仕候、至而之熱湯二御座候故汐を指申候、

一、金沢〔西〕ろ和倉村迄道程式十里程御座候、

右、今般私組下和倉村温泉之様子就御尋書上申

候、以上、

丑六月

今江村助左衛門

槻尾左膳様

右八天明元年御用部屋佐々木孫兵衛殿ろ御郡御奉

行槻尾左膳殿江申来二而被仰渡書上候、

就御尋小紙を以申上候

一、和倉村温泉海中二島在之、地方ろ六拾間斗隔居申候

但、島形丸々、指渡拾間斗御座候、

一、湯治人八舟二而相渡申候、汐干之砌八步渡リ二も仕申候

一、湯坪八島之中二有之深サ六尺斗御座候、口指渡三尺斗桶

筒ツ入在之候、

一、湯性温湯之由、前々ろ承伝罷在候、第一打身、切疵、下疳、便毒、疾瘡其外腫物類宜由二御座候、

一、和倉村之儀、至而家居不宜候二付、御家中御侍様方

等八、於所口町御逗留取揚〔湯カ〕二而御入湯被成候、下賤之者八

右村二止宿、於島口指渡ツ尺斗、深サ三尺斗之桶二温泉

汲込入湯仕候、至而之熱湯二御座候故汐を指申候、

一、金沢〔西〕ろ和倉村迄道程ツ十里程御座候、

右、今般私組下和倉村温泉之様子就御尋書上申

候、以上、

丑六月

今江村助左衛門

槻尾左膳様

右八天明元年御用部屋佐々木孫兵衛殿ろ御郡御奉

行槻尾左膳殿江申来二而被仰渡書上候、

(読み下し)

御尋おたずねに就いて小紙を以て申し上げ候、

一つ、和倉村温泉、海中に島これあり、地方じかたより六拾間斗り隔て居り
申し候、但し、島形丸く、指し渡しさ十間斗り御座候、

一つ、湯治人は、舟にて相渡り申し候、汐干しおひきの砌は歩き渡りみぎりにも仕
り申し候

一つ、湯坪は島之中にこれあり、深さ六尺斗り御座候、口指し渡し三尺
斗り、桶筒二つ入りこれあり候、

一つ、湯性、温湯よしの由、前々より承り伝え罷りあり候、第一打身きず切疵、
下疳げかん、便毒べんどく、疾瘡しつそう、其の外腫物類、宜たぐいよろしきよし由に御座候、

一つ、和倉村の儀、至て家居宜からず候に付、御家中御侍様方等は、所

口町に於いて御逗留「湯カ」、取揚「湯カ」にて御入湯なされ候、下賤げせんの者は、右村

に止宿ししどく、島口に於いて指し渡し二尺斗り、深さ二尺斗の桶に温泉汲

み込み入湯仕り候、至ての熱湯に御座候故、汐ゆえを指し申し候、
しお

一つ、金沢「沢」より和倉村迄、道程二十里（約八十キロ）程御座候、

右、今般私組下和倉村温泉の様子御尋に就いて書上げ申し候、以上、

丑六月うし 今江村助左衛門いまえ

槻尾左膳様つきおさぜん

右は天明元年御用部屋佐々木孫兵衛殿より御郡御奉行槻尾左膳殿へ申
来りにて仰せ渡され、書き上げ候、
てんめい おこおり